

総務庁長官 太田 誠一 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第260号の答申（一）

2000年世界農林業センサスの計画について

農林水産省は、2000年世界農林業センサスについて、自給的農家に係る調査を簡略化した上で自給的農家と販売農家の調査票を分離し、また、林業事業体における生産活動の外部化等の実態を把握するため、林業サービス事業体等調査を追加して実施することを計画している。また、その際、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から、林業事業体の定義及び実査対象規模の変更並びに調査方法の原則として自計方式への変更を行うとともに、全体として調査事項の縮減を図ることとしている。

本審議会は、本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等をも踏まえ、平成12年2月及び4月に実施予定の調査に係る計画全般について慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

なお、平成12年8月に実施予定の林業地域調査に係る調査計画については、追って審議する。

記

1 調査の体系

農林業センサス（以下「本センサス」という。）は、農林業生産活動の実態を幅広い視点からとらえるという趣旨の下、農林家等の経営体としての生産活動、農林業生産基盤の有する国土・環境保全機能、農村地域社会のコミュニティ活動、集落機能等を把握する調査事項が混在する形で実施されてきている。このため、本センサスの根幹をなす農業事業体調査については、工業統計調査等の他の産業分野を対象としたセンサス、あるいは主要先進国の農業センサスに比べ、その性格付けが異なったものとなっており、産業における経済活動の実態を把握する調査として必ずしも明確に位置付けられていないと考えられる。

農家に係る調査については、1990年世界農林業センサスにおいて、自給的農家及び販売農家の概念が新たに導入され、農業の経済活動により重点を置く調査体系に変更された。さらに、2000年世界農林業センサス（以下「今回センサス」という。）においては、自給的農家に係る調査について大幅に簡略化し、販売農家に係る調査とは別の調査票により調査する計画となっている。これにより、自給的農家に係る調査については、農業の経済活動よりも農村地域社会の実態を把握するという性格がより明確になり、農業の経済活動は、販売農家に重点を置いて調査される体系となった。農家に係る調査につい

ては、今後、このような方向に沿って整備することが望まれる。

また、農林業に係る地域を対象とした調査については、近年、農林業が果たす国土・環境保全等に係る公益的機能の重要性が指摘されており、これにこたえる必要がある。

以上のことを踏まえ、本センサスの調査の在り方について、以下の検討が必要である。

(1) 農業事業体に係る調査

農業事業体に係る調査については、他の産業分野を対象としたセンサスと同様に経済活動に焦点を当てて把握することとし、経営体としての農業事業体に調査の重点を絞る必要がある。

このため、農業事業体の実査対象については、経営体として販売活動を目的としている農家（販売農家）に重点を絞ること、及び、その際、販売農家であるか否かを判断する指標については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入することについて、次回センサス（農業を対象とするものについては2005年、林業を対象とするものについては2010年を予定。以下同じ。）に向けて検討する必要がある。

(2) 林業事業体等に係る調査

ア 林業事業体に係る調査については、今回、我が国の社会経済構造の変化及び山林保有の実態を踏まえ、林業事業体の定義を変更するとともに、実査対象規模を引き上げる計画である。これについては、生産活動の実態を重点的に把握しようとするものであり、また、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点、更に地方公共団体の事務負担の軽減の観点からも妥当であると認められる。

しかしながら、林業事業体に係る調査についても、農業事業体と同様に経済活動に焦点を当てて把握することとし、経営体としての林業事業体に調査の重点を絞る必要がある。

このため、林業事業体に係る調査については、単に林地を保有しているだけでなく、林業活動を行っているものに限定して実査対象とし、林業活動のウェイトが高いものに重点化を図ることについて、次回センサスに向けて検討する必要がある。

イ 林業事業体に係る調査については、林業事業体の保有する山林を所在地ごとではなく、すべてを一括して把握する計画である。しかしながら、これについては、地域と対応した林業生産活動の実態を明らかにするとともに、国土・環境保全対策等に資する観点から、これまでの「企業」単位的（山林の保有・所有者ベース）な把握方法から「事業所」単位的（所在地ベース）な把握方法に改めることについて、次回センサスに向けて検討する必要がある。

ウ なお、今回センサスでは、林業事業体における生産活動の外部化等の実態を総合的に把握するため、林業サービス業及び素材生産業を対象とする林業サービス事業体等調査を新たに設け、今回センサスの一調査として実施する計画である。

これについては、林業事業者の高齢化、不在村山林所有者の増加等から林業生産活動の外部化が進展している状況にあり、林業生産活動全体の状況を明らかにするために必要な措置であると認められる。また、その際、外部化の相当部分が素材生産業に占められていることから、素材生産業を含めた調査とすることは、妥当であると認められる。

(3) 農林業地域の調査

本センサスにおける地域調査（農業集落調査及び林業地域調査）については、次回センサスに向けて、次のことについて、検討する必要がある。

- ① 農業集落調査及び林業地域調査を組み替え、農業と林業の一体的な地域調査として、中山間地域を対象に国土・環境保全等と関連した事項を調査内容とする「農林業地域調査」（仮称）を設け、実施すること。
- ② 農村地域社会のコミュニティ活動や集落機能等の把握については、母集団情報を整備した上で、別途、標本調査として「農村集落調査」（仮称、承認統計調査）を設け、実施すること。

また、本調査の結果と国勢調査等の結果とをリンケージし、農村の混住化の実態や地域属性等を多角的に分析した資料を提供できるようにすること。

2 調査方法

- (1) 調査票の記入については、これまでの、自計・他計併用方式を改め、今回から、原則として全面自計方式に変更する計画である。

これについては、実査対象及び調査員に係る拘束時間を短縮することとなり、報告者負担の軽減及び調査の効率化を図るものと評価できる。

しかしながら、実査対象が調査内容を容易に理解し、誤記入を行わないよう調査票の設計、設問、用語等について十分配慮する必要がある。

- (2) 今回、農家に係る農業事業体調査については、自給的農家及び販売農家について、それぞれ専用の調査票（前者は簡略調査票、後者は詳細調査票）を設け、調査する計画である。

これについては、農家の約4分の1を占める自給的農家に対する報告負担の軽減を図るものと評価できる。

なお、農家に係る調査票が2種類使用されることに伴い、調査員がこれらの調査票を正確に分別配付することに困難が生ずることがないように、また、詳細調査の対象者が簡略調査の対象者となることが生ずることがないように、販売農家の定義に用いている農産物販売金額に相当する経営規模等の目安を部門（稲作、野菜、酪農等）別に設定し、それを調査員手引等に示して、調査員を指導する必要がある。

- (3) 調査系統については、農家以外の農業事業体調査及び林家以外の林業事業体調査を地方公共団体経由の調査として、また、農業サービス事業体調査及び林業サービス事業体等調査を農林水産省の地方統計情報組織経由の調査として実施する計画である。

これについては、実査対象の正確な把握及び調査の効率的実施の観点から、両調査に係る実査を一元的に実施することが望ましいと考えられ、このことについて、次回センサスに向けて検討する必要がある。

なお、林家以外の林業事業体が林業サービス業等を行っている場合には、林業サービス事業体等調査及び林業事業体調査の実査対象となるため、同一の実査対象がそれぞれ異なる調査系統によって調査される計画である。

これについては、今回センサスでは、両調査の客体名簿を突合することにより、両調査の対象となる林業事業体については、二つの調査系統から調査が行われないよう

措置を講ずる必要がある。

3 調査事項

- (1) 調査事項については、上記1の調査体系の見直しに合わせ、経済活動の実態を把握することに焦点を当てた見直しを行うこととし、次回センサスに向けて検討する必要がある。

また、農林業が果たす国土・環境保全等に係る公益的機能の把握が重要となってきたことから、これらの実態を把握する調査事項の整備に当たっては、報告者負担が増加しないよう留意しつつ、次回センサスに向けて検討する必要がある。

- (2) 今回センサスの調査事項については、今日的な行政課題等への対応を図るため、契約生産の状況や環境保全型農業への取組など新たな調査事項を追加する一方、報告者負担の軽減を図る観点から、調査の必要性が低下した事項等を削減し、全体として調査事項の縮減を図った計画となっており、おおむね妥当である。

しかしながら、調査事項のうち、今回センサスの結果を母集団フレームとして別途実施される承認統計調査（標本調査）においても必要な精度が確保できると考えられる事項については、その削除について検討する必要がある。

なお、前年と比較した就業異動状況等の把握については、センサスの前年に実施される農業構造動態調査（承認統計調査）とのデータ・リンケージによる動態把握が有効であると考えられるので、今回センサスの結果に基づく精度の検証を行った上で、次回センサスに向けてその把握方法を検討する必要がある。

4 集計・分析

- (1) 今回センサスでは、農家調査について、これまでの農家の専兼業別分類に加え、世帯員のうち年間30日以上農業に従事した者に着目した農業主従別分類を新たに設定して集計する計画である。

これについては、多様な集計を行い、得られた結果を比較することにより、新たな農業主従別分類の妥当性を検討する必要がある。

- (2) 林業サービス事業体等調査については、日本標準産業分類の林業サービス業及び素材生産業を対象に調査するものであることから、結果表においても、これら産業分類区分により表章する必要がある。

- (3) 今回センサスの調査結果の高度・有効利用等を一層推進する観点から、パネル・データによる多角的な集計・分析を行い、動的な構造変化を事業体の属性と関連付けて明らかにし、結果表を充実する必要がある。